

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業に係る事業者選考委員会

第2回 次第

日 時：平成30年6月11日(月) 午後2時から

場 所：松戸市役所 新館5階 市民サロン

1. 開会

2. 議 題

- (1) 協議事項及び事業者選考スケジュール
- (2) 実施方針等の公表について
- (3) 特定事業の選定について
- (4) 落札者決定基準について
- (5) その他

3. 閉会

〈配付資料〉

- ・資料1：第1回事業者選考委員会議事録
- ・資料2：協議事項及び事業者選考スケジュール
- ・資料3：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 特定事業の選定 (案)
- ・資料4：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 落札者決定基準書 (案)
- ・資料5：落札者決定基準の検討
- ・参考資料1：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 実施方針
- ・参考資料2：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 要求水準書 (案)

協議事項及び事業者選考スケジュール

(第1回事業者選考委員会 資料4抜粋・一部加筆等)

< 目 次 >

1. (仮称)松戸市リサイクルプラザ整備事業者選考委員会の概要	1
(1) 目的	1
(2) 主な協議事項	1
2. 事業者選考スケジュール	1

1. (仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業者選考委員会の概要

(1) 目的

「(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業者選考委員会 (以下「選考委員会」という)」は、本施設を設計・建設・維持管理する事業者を選考するため、実施方針に関する事項及び落札者選定基準等を検討し、落札者を選考することを目的に開催します。

(2) 主な協議事項

選考委員会では、次に示す事項を協議する予定です。

- ① 実施方針の策定に関する事項
 - ・ 本事業の概要
 - ・ 参加資格要件
- ② 特定事業の選定に関する事項
 - ・ 本事業の事業方式
- ③ 募集要項及び事業者の選定基準の策定に関する事項
 - ・ 落札者決定基準（評価項目、評価基準、得点方法等）
- ④ 落札者の選定
 - ・ 技術提案書の評価

第1回選考委員会では、上記①についてご協議頂きました。本日の第2回選考委員会では、②及び③についてご協議頂きます。

2. 事業者選考スケジュール

事業者選考スケジュールを図1に示します。

市では、6月1日に、参加資格要件、選考スケジュール及び募集方法を規定した実施方針、並びに要求水準書（案）を公表しました。

事業者からの意見を踏まえ、第3回選考委員会後、7月末から8月上旬頃に入札公告を行い、募集書類（入札公告、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、事業契約書（案）、様式集等）を公表します。

■今後の予定

日程	内容
6/25(月)	各委員へ評価項目及び評価基準の修正案、実施方針等に対する事業者からの質問回答案を送付
7/2(月)	各委員からの意見〆切
7/9(月)	各委員へ再修正版の評価項目及び評価基準の修正版を送付

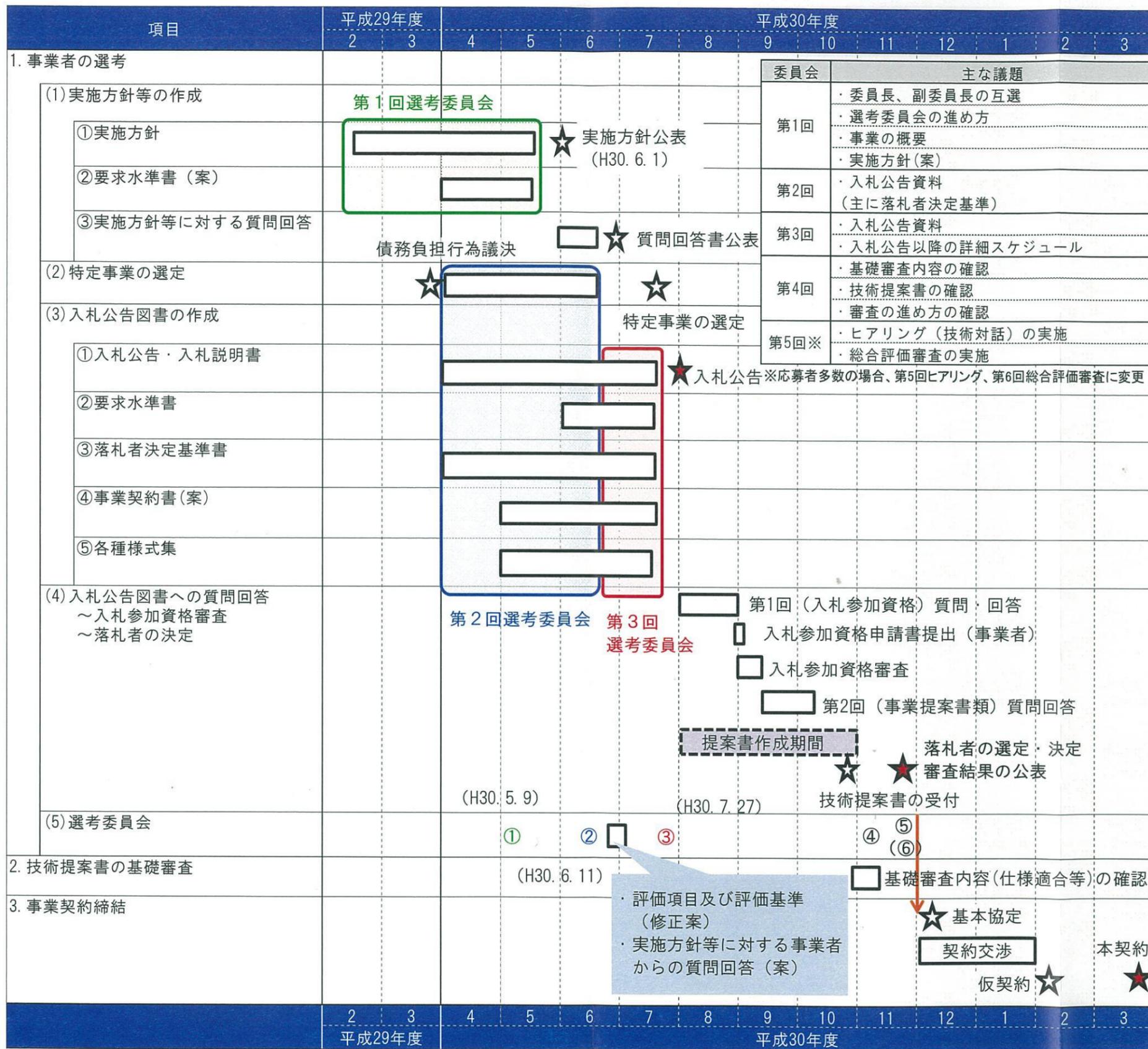


図1 事業者選考スケジュール

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
第7条の規定に準じて、（仮称）松戸市リサイクルプラザ整備事業を特定事業として選定したの
で、同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を公表し
ます。

平成30年7月〇日

松戸市

松戸市長 本郷谷 健次

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業

**特 定 事 業 の 選 定
(案)**

平成 30 年 7 月

松 戸 市

< 目 次 >

1. 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 対象となる公共施設等の種類	1
(3) 対象となる公共施設等の管理者	1
(4) 事業の目的	1
(5) 本施設の概要	1
(6) 事業内容	2
2. 特定事業の選定及び公表に関する事項	2
(1) 特定事業選定の基本的な考え方	2
(2) 市の財政負担見込額による定量的評価	3
(3) DBM方式で実施することの定性的評価	4
(4) 総合評価	5

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 対象となる公共施設等の管理者

松戸市長 本郷谷健次

(4) 事業の目的

市では、市で発生する粗大ごみ及び資源ごみ等について、資源リサイクルセンター（昭和 56 年 3 月竣工）、日暮クリーンセンター（昭和 63 年 3 月竣工）及び和名ヶ谷クリーンセンター（平成 7 年 9 月竣工）に併設する破砕機の 3 施設で処理している。現施設の設備は、老朽化が進み、更新時期を迎えているほか、中間処理後の残さ物を施設間移動する必要があるなど、非効率となっている。

このことから、市では、粗大ごみの効率的な処理を目指して 1 施設に集約し、施設を更新することとした。なお、施設整備に当たっては、技術開発動向を踏まえた省電力機器などの最新処理技術の導入及び維持管理費用の縮減等を目指すものとする。

(5) 本施設の概要

本施設の概要を次に示す。

項目	概要
施設の種類	マテリアルリサイクル推進施設（管理棟、計量棟含む）
敷地面積	約 1.5ha
施設規模	39t/5h (内訳) 不燃系処理ライン 25.9t/5h 可燃系処理ライン 12.4t/5h 有害物処理ライン 0.7t/5h
処理方式	破砕＋機械選別方式
処理対象物	【不燃系処理ライン】 ・粗大ごみ（不燃性） ・資源ごみ（びん・缶・紙布除く） ・陶磁器・ガラスなどのごみ 【可燃系処理ライン】 ・粗大ごみ（可燃性、プラ粗大） 【有害物処理ライン】 ・有害などのごみ

(6) 事業内容

① 事業方式

本事業は、DBM方式により実施する。事業者は、本施設の設計・建設業務及び20年間の維持管理業務を行うものとする。

② 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・設計・建設期間：事業契約締結日から平成33年(2021年)3月までの約2年間
- ・維持管理期間：平成33年(2021年)4月から平成53年(2041年)3月までの20年間

③ 対象となる業務範囲

本事業における事業者の業務範囲は、次のとおりとする。

1) 本施設の設計・建設に関する業務

- ・プラント設備設計・工事
- ・建築工事設計・工事（造成設計・工事含む）
- ・その他本事業に伴う設計及び工事
- ・市が提示する調査結果以外の必要な事前調査
- ・市が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という）の申請に係る支援
- ・設計及び工事に係る許認可申請、及び市が行う申請に係る支援
- ・市が行う住民対応に係る支援
- ・その他これらを実施する上で必要な業務（試運転・運転指導含む）

2) 本施設の維持管理に関する業務

- ・維持管理業務
- ・情報管理業務（記録・報告・情報発信等）
- ・環境管理業務
- ・関連業務（施設警備、清掃・植栽管理等）
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的な考え方

本事業をDBM方式で実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスに対する水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

具体的には次の評価を行う。

- ① 市の財政負担見込額による定量的評価
- ② DBM方式で実施することの定性的評価
- ③ 事業者に移転するリスクの評価
- ④ ①から③による総合的評価

(2) 市の財政負担見込額による定量的評価

① 財政負担見込額算定の前提条件

市が本事業を自ら実施する場合及びDBM方式により実施する場合における財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は、次のとおりである。なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

表1 事業費の算定条件

項目	市が直接 実施する場合	DBM方式により 実施する場合	算出根拠
① 利用者収入などの 算出方法	利用者収入（ごみ手数料等）は事業収入外とし算定の範囲に含めない。（市の手数料収入）		
② 設計・建設業務に係る 費用の算出方法	設計費 建設工事費	同左	・意向調査による見積等をもとに設定 ・民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される減額を考慮して算出
③ 維持管理業務に係る 費用の算出方法	維持管理費 情報管理業務費 関連業務（清掃、 施設警備費等）	同左	
④ 運転管理業務に係る 費用の算出方法	搬入管理業務 運転管理業務 環境管理業務	長期包括業務委託	・市が直接実施する場合の事業費は意向調査による見積により設定 ・DBM方式の事業費は市の委託実績により設定
⑤ 資金調達にかかる 費用の算出方法	交付金 一般財源 起債	同左	・交付率及び起債条件は、金利負担を考慮せず、交付金額を控除しない
⑥ その他の費用	工事監理費	アドバイザー費 モニタリング費	・工事監理費、アドバイザー費及びモニタリング費は同程度の費用で相殺するものとして計上しない

表2 VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	4.0%	費用便益分析マニュアル（平成20年11月国土交通省道路局都市・地域整備局）を踏まえて設定
②物価上昇率	0%	物価上昇を考慮しない
③リスク調整値	－	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

② 財政負担見込額の比較

前項の前提条件に基づき、市が本事業を直接実施する場合及びDBM方式により実施する場合の財政負担見込額を現在価値換算の上、比較した結果、市の財政負担見込額は、約4.1%の縮減が見込まれる結果となった。

表3 定量的評価結果

項目	値	備考
①市が直接実施する場合	6,065,172千円	現在価値換算
②DBM方式により実施する場合	5,817,219千円	現在価値換算
③VFM（金額）	247,953千円	①－②
④VFM（割合）	約4.1%	③÷①

(3) DBM方式で実施することの定性的評価

本事業をDBM方式により実施する場合、市の財政負担額縮減の可能性が期待できる定量的な効果に加え、次の定性的な効果が期待できる。

① 事業者に移転するリスクの評価

事業者が負担するリスクは、市が負担する場合に比べ、効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としている。そのため、事業者が有するリスクコントロールのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制及び顕在時における被害額の抑制が期待できる。

② 公共サービス等の水準の評価

1) 設計・建設及び運営管理の効率化

事業者が本施設の設計・建設及び維持管理業務を一貫して実施することにより、事業者独自による施設の点検及び整備に関する専門的な知識及びノウハウが十分に発揮され、より効果的かつ機能的な設計・建設及び維持管理が実施されると期待できる。

2) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業に伴うリスクのうち、設計・施工段階での変更リスク及び運営段階での設備老朽化リスクなど、事業者が担う方がよりよく管理できるリスクが存在する。一方で、用地に関するリスクなど、市側で担うべきリスクもある。こうしたリスクについては、計画段階であらかじめ分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行及び安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により、過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(4) 総合評価

本事業は、DBM方式で実施することにより、市自ら直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、約4.1%の縮減を期待することができる。また、定性的評価結果において、事業者の専門的な知識及びノウハウによる設計・建設及び維持管理の効率化、長期的な視点での業務全体の最適化による維持管理内容の向上、並びに効果的かつ効率的なリスクの負担を期待することができる。

したがって、本事業をDBM方式で実施することが適当であると認められるため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第7条に基づく特定事業として選定する。

— 以上 —

落札者決定基準の検討

< 目 次 >

1. 検討の目的	1
2. 検討の流れ	1
3. 総合評価点の算出方法	2
(1) 採点方式（加算方式・除算方式）	2
(2) 非価格要素点及び価格要素点	4
4. 非価格要素の検討	8
(1) 設定の検討に当たっての参考指標	8
(2) 評価項目及び評価基準	12
(3) 点数化の基準	15
(4) 配点	15
5. 価格要素の検討	16
(1) 価格点の算出方法	16
6. 総合評価点の算出方法	17
7. 本事業における落札者決定基準（案）	17

1. 検討の目的

松戸市（以下「市」という。）では、事業者選考委員会において、（仮称）松戸市リサイクルプラザ整備事業（以下「本事業」という。）における設計・建設業務及び維持管理業務を行う事業者を選定します。

そこで本資料では、事業者を選定するための評価項目及び評価基準等について検討します。

2. 検討の流れ

事業者選考委員会においては、まず、採点方法、並びに非価格要素及び価格要素の点数を検討し、総合評価点を算出するための方法を設定します。

次に、非価格要素においては、評価項目及び評価基準、配点、並びに点数化の基準を検討し、価格要素においては、価格点の算出方法を検討します。

これらの検討結果を合わせ、落札者決定基準書を作成します。

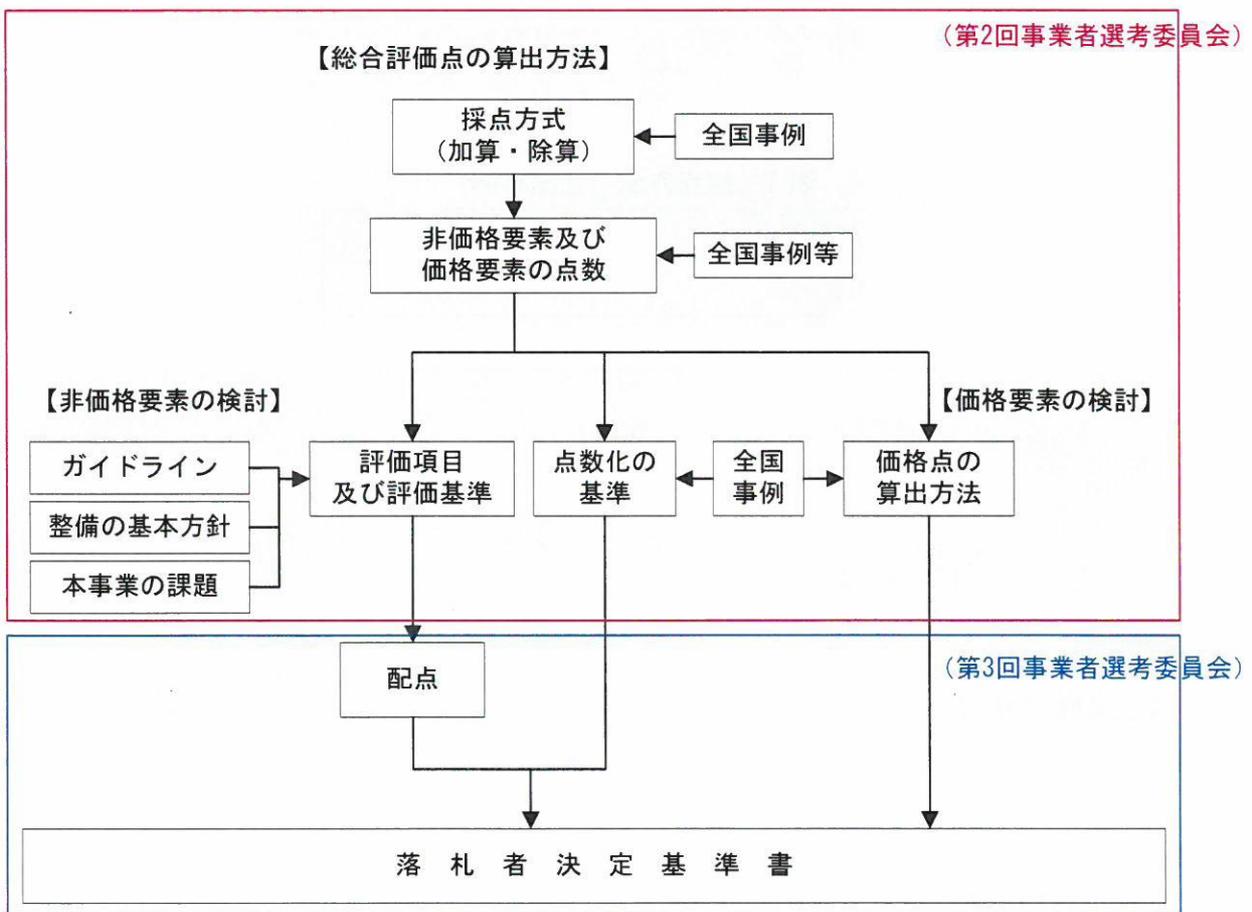


図1 検討の流れ

3. 総合評価点の算出方法

(1) 採点方式（加算方式・除算方式）

市では、「松戸市総合評価落札方式の適用ガイドライン（平成30年4月）」（以下「ガイドライン」という。）を定めており、採点方式を「除算式」としています。なお、ガイドラインでは、総合評価落札方式の種類について「特別簡易型※1」及び「簡易型※1」の2種類を定めています。

本事業は、「(仮称)松戸市リサイクルプラザ（以下「本施設」という。）」の設計に関する事項や維持管理に関する事項についての提案を含むことから、総合評価落札方式においては、2種類の型式よりも高度な「技術提案評価型」に該当するものですが、市においては「技術提案評価型」を規定していません。そのため、本事業における採点方法は、参考資料に示す全国事例（ごみ処理施設（新設）の総合評価落札方式を採用している事例）における採点方式の一覧を参考に設定します。

参考資料に示す採点方法の全国事例を集計すると、表1に示すとおりとなります。

過去5年間において、加算方式を採用している事例しかないことから、本事業では、加算方式を採用します。

表1 採点方法（全国事例）

評価数	事例数
加算方式	51例／51自治体
除算方式	0例／51自治体

※1：特別簡易型と簡易型

「特別簡易型」とは、原則として設計金額が5千万円以上2億3千万円未満の工事であり、同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う型式です。

また、「簡易型」とは、原則として設計金額が2億3千万円以上の工事であり、同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の内容に加え、市が示す仕様書に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有するかを確認する施工計画の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う型式です。

■補足【加算方式・除算方式】

採点方法には、「加算方式」及び「除算方式」の2種類があります。一般的に、除算方式は、価格感度が高く、低価格帯でその傾向が強まりますが、加算方式では、価格要素点と非価格要素点の比率により、価格感度を調整できるという特徴があります。

	加算方式	除算方式
内 容	総合評価点は、価格要素点と非価格要素点の合計によって算出する。 落札者は、総合評価点が最も高い者となる。	総合評価点は、非価格要素点を価格で除して算出する。 落札者は、総合評価点が最も高い者となる。
算出式	総合評価点=価格要素点+非価格要素点	総合評価点=非価格要素点※÷価格 ※：基礎点+加算点
模式図	<p>図中の右上へ行けばいくほど総合評価点が大きくなり、最も右上にある事業者が落札者となります。</p>	<p>非価格要素点を価格で除した価格当たりの非価格要素点が高い事業者、つまり直線の傾きが最も大きい事業者が落札者となります。</p> <p>また、総合評価点は、価格当たりの非価格要素点であるため、非価格要素と価格要素の割合を設定できません。</p>

注) 表中の図：PFI アニュアルレポート（平成 20 年 2 月 1 日）（内閣府）

(2) 非価格要素点及び価格要素点

参考資料に示す非価格要素点及び価格要素点の比率の全国事例を集計すると、表 2 に示すとおりとなります。

市では、本施設を 30 年以上使用していくことから、価格だけではなく非価格要素である設計・施工技術のほか、維持管理を想定した施設建設を見据えることから、価格要素よりも非価格要素を重視した割合とします。ただし、本事業は、公共工事であり、また近年における建築価格上昇の影響を緩和したいことから、価格要素も重要な要素であると考えています。

市では、事業者の技術力が高いことは言うまでもありませんが、価格競争を促すことも目的とし、価格要素点により逆転が可能である比率、及び落札者となる事業者にも価格を下げた提案を促すことを想定します。

表 2 非価格要素点及び価格要素点の比率（全国事例）

非価格要素点：価格要素点	事例数
75：25	1 例／51 自治体
70：30	4 例／51 自治体
65：35	1 例／51 自治体
60：40	38 例／51 自治体
50：50	7 例／51 自治体

次頁に、非価格要素点と価格要素点のシミュレーションを示します。

例えば、「非価格要素点：価格要素点＝60：40」Case3 の場合を想定します。「(1) 1 億円又は 1 点の重み」において、入札価格が 28 億円であった場合では、1 億円を点数に換算すると 1.43 点、また 1 点を費用に換算すると 0.70 億円となります。

シミュレーションの「(2) 総合評価点」において、例えば、「非価格要素点：価格要素点＝60：40」Case3 の場合、非価格要素審査点が、70% を獲得した事業者が最高点であると想定すると（図中の青色セル）、予定価格の満額で応札した場合、技術力が 60% までの事業者において、入札額を 5 億円以上下げることによって、総合評価点が逆転する可能性が生じます（図中の赤色セル）。

また、もう少し簡易な総合評価点と落札者のイメージ図を図 2 に示します。

A 社を基準に考えた場合、落札者となりうる事業者は、図中の青線よりも右側の事業者のみとなり、B 社が該当します。

非価格要素点は、一般的に満点になることがほとんどなく、例えば「非価格要素点：価格要素点＝60：40」の場合、60 点の 70% では、非価格要素点と価格要素点は、同程度となります。

以上より、市では、全国事例（表 2 参照）も多い「非価格要素点：価格要素点＝60：40」を採用します。

【入札価格と価格審査点のシミュレーション】

(1) 1億円又は1点の重み

本シミュレーションでは、「価格審査点=配点×最低入札価格/入札価格」として計算していただきます。なお、価格審査点の算出方法は、「5. 価格要素の検討」において検討します。

Case1

[前提条件]

・非価格：価格=80：20

[入札における仮定]

予定価格 30億
調査基準価格 28億
失格基準価格 21億

価格審査点	20点
-------	-----

[検討結果]

① 入札価格	21億の場合	価格審査点	換算値	1億=	1点=
② 入札価格	23億の場合	18.26点	1億=	0.87点	1点=
③ 入札価格	26億の場合	16.15点	1億=	0.77点	1点=
④ 入札価格	28億の場合	15.00点	1億=	0.71点	1点=
⑤ 入札価格	30億の場合	14.00点	1億=	0.67点	1点=

※9億円の差で6.00点の点差が開く。

Case2

[前提条件]

・非価格：価格=70：30

[入札における仮定]

予定価格 30億
調査基準価格 28億
失格基準価格 21億

価格審査点	30点
-------	-----

[検討結果]

① 入札価格	21億の場合	価格審査点	換算値	1億=	1点=
② 入札価格	23億の場合	27.39点	1億=	1.31点	1点=
③ 入札価格	26億の場合	24.23点	1億=	1.15点	1点=
④ 入札価格	28億の場合	22.50点	1億=	1.07点	1点=
⑤ 入札価格	30億の場合	21.00点	1億=	1.00点	1点=

※9億円の差で9.00点の点差が開く。

Case3

[前提条件]

・非価格：価格=60：40

[入札における仮定]

予定価格 30億
調査基準価格 28億
失格基準価格 21億

価格審査点	40点
-------	-----

[検討結果]

① 入札価格	21億の場合	価格審査点	換算値	1億=	1点=
② 入札価格	23億の場合	36.52点	1億=	1.74点	1点=
③ 入札価格	26億の場合	32.31点	1億=	1.54点	1点=
④ 入札価格	28億の場合	30.00点	1億=	1.43点	1点=
⑤ 入札価格	30億の場合	28.00点	1億=	1.33点	1点=

※9億円の差で12.00点の点差が開く。

Case4

[前提条件]

・非価格：価格=50：50

[入札における仮定]

予定価格 30億
調査基準価格 28億
失格基準価格 21億

価格審査点	50点
-------	-----

[検討結果]

① 入札価格	21億の場合	価格審査点	換算値	1億=	1点=
② 入札価格	23億の場合	45.65点	1億=	2.18点	1点=
③ 入札価格	26億の場合	40.38点	1億=	1.92点	1点=
④ 入札価格	28億の場合	37.50点	1億=	1.79点	1点=
⑤ 入札価格	30億の場合	35.00点	1億=	1.67点	1点=

※9億円の差で15.00点の点差が開く。

注) 右表における予定価格、調査基準価格、失格基準価格は、現段階のおおよその想定金額である。

(2) 総合評価点

(設定) : 選定事業者の点数が、非価格要素点：満点の70%、価格要素点：予定価格満額だった場合 ※表中青セルの点数
 価格による総合評価点の逆転が起こる場合は、それぞれ表中の赤セルになります。

Case1	非価格要素審査点					
	36.00 (45%)	40.00 (50%)	44.00 (55%)	48.00 (60%)	52.00 (65%)	56.00 (70%)
非価格：価格=80:20						
20.00 (21億円)	60.00	64.00	68.00	72.00	76.00	
18.26 (23億円)	58.26	62.26	66.26	70.26	74.26	
16.15 (26億円)	56.15	60.15	64.15	68.15	72.15	
15.00 (28億円)	55.00	59.00	63.00	67.00	71.00	
14.00 (30億円)	54.00	58.00	62.00	66.00	70.00	
価格要素審査点						

Case3	非価格要素審査点					
	27.00 (45%)	30.00 (50%)	33.00 (55%)	36.00 (60%)	39.00 (65%)	42.00 (70%)
非価格：価格=60:40						
40.00 (21億円)	70.00	73.00	76.00	79.00	82.00	
36.52 (23億円)	63.52	69.52	72.52	75.52	78.52	
32.31 (26億円)	59.31	65.31	68.31	71.31	74.31	
30.00 (28億円)	57.00	63.00	66.00	69.00	72.00	
28.00 (30億円)	55.00	58.00	64.00	67.00	70.00	
価格要素審査点						

Case2	非価格要素審査点					
	31.50 (45%)	35.00 (50%)	38.50 (55%)	42.00 (60%)	45.50 (65%)	49.00 (70%)
非価格：価格=70:30						
30.00 (21億円)	65.00	68.50	72.00	75.50	79.00	
27.39 (23億円)	62.39	65.89	69.39	72.89	76.39	
24.23 (26億円)	59.23	62.73	66.23	69.73	73.23	
22.50 (28億円)	57.50	61.00	64.50	68.00	71.50	
21.00 (30億円)	56.00	59.50	63.00	66.50	70.00	
価格要素審査点						

Case4	非価格要素審査点					
	22.50 (45%)	25.00 (50%)	27.50 (55%)	30.00 (60%)	32.50 (65%)	35.00 (70%)
非価格：価格=50:50						
50.00 (21億円)	75.00	77.50	80.00	82.50	85.00	
45.65 (23億円)	68.15	73.15	75.65	78.15	80.65	
40.38 (26億円)	62.88	65.38	70.38	72.88	75.38	
37.50 (28億円)	60.00	62.50	67.50	70.00	72.50	
35.00 (30億円)	57.50	60.00	62.50	67.50	70.00	
価格要素審査点						

注) 予定価格：約30億円、調査基準価格：約28億円、最低制限価格：約21億円

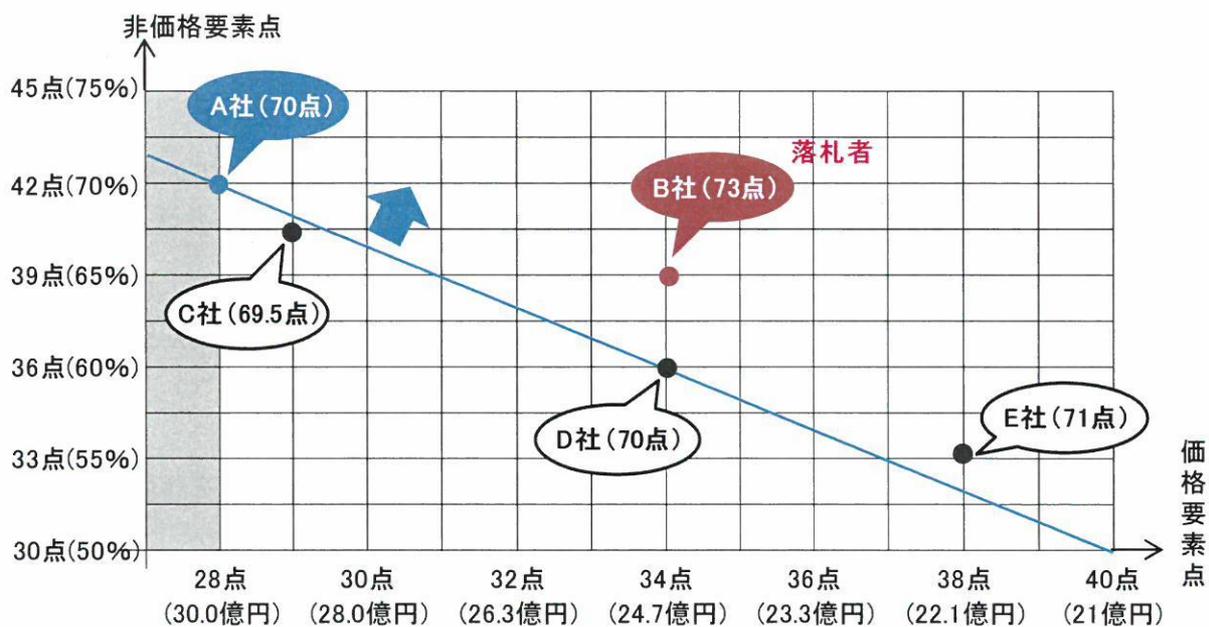


図2 総合評価点と落札者のイメージ図

4. 非価格要素の検討

(1) 設定の検討に当たっての参考指標

① 松戸市総合評価落札方式の適用ガイドライン

市では、ガイドラインにおいて、総合評価落札方式の種類について「特別簡易型」及び「簡易型」の2種類を定めています。

本事業は、本施設の設計に関する事項や維持管理に関する事項についての提案を含むことから、総合評価落札方式においては、「技術提案評価型」に該当するものですが、市においては「技術提案評価型」を規定していません。

そこで、まずは本事業において、市でもっとも高度な「簡易型」を参考 に、落札者決定基準を検討します。

ガイドラインに示される評価項目を表3に示します。

評価項目は、主に「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」を評価する内容です。

表3 ガイドラインに示される評価項目

区分	項目	細目	選択区分	評価基準	
施工計画		①工程管理に係る技術的所見 ②材料の品質管理に係る技術的所見 ③施工上の課題に対する技術的所見 ④施工上配慮すべき事項	◎	・適切で優れる ・適切で良好 ・適切で可 ・不適切（提案なし）※失格	
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	◎	・あり ・なし	
		工事成績（右記いずれか）	◎	・80点以上 ・77.5点以上～80点未満 ・75点以上～77.5点未満 ・72.5点以上～75点未満 ・70点以上～72.5点未満 ・65点以上～70点未満又は実績なし ・65点未満	
		優良工事等成績	◎	・あり ・なし	
		ISO認証取得	◎	・あり ・なし	
		事故及び不誠実な行為	◎	・なし ・総合評価方式での履行義務違反あり ・指名停止処分あり	
	地域精通度貢献度	地域での施工実績	◎	・あり ・なし	
		災害貢献又はボランティア実績	◎	・あり ・なし	
		地域雇用	◎	・あり ・なし	
	配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績	◎	・あり ・なし
			工事成績（右記いずれか）	◎	・80点以上 ・77.5点以上～80点未満 ・75点以上～77.5点未満 ・72.5点以上～75点未満 ・70点以上～72.5点未満 ・65点以上～70点未満又は実績なし ・65点未満
主任（監理）技術者所有資格			○	・あり ・なし	
優良工事等表彰			◎	・あり ・なし	
継続教育の取組			◎	・各団体推奨単位以上取得あり（5年間継続） ・各団体推奨単位以上取得あり ・なし	
自由設定項目（雇用状況確認を除く）		○	—		

注) 1. 松戸市総合評価方式の適用ガイドライン（平成30年度版）を加工
2. 表中の選択区分に示す凡例 ◎：必修、○：選択

② リサイクルプラザの整備に係る基本方針

市では、リサイクルプラザの整備に係る4つの基本方針を設定しています。

本事業は、総合評価落札方式の「技術提案評価型」であることから、この4つの基本方針をもとに、設計・建設及び維持管理に係る落札者決定基準を検討します。

表4 リサイクルプラザ整備に係る基本方針及び想定されるキーワード

基本方針	内 容	評価項目に想定される キーワード
1 安全かつ安定的に処理できる施設	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、日々の施設の稼働に支障が生じないように、質の高い維持・管理により、安全かつ安定的な処理ができる施設とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期処理の安全性（施設内作業員動線、火災・爆発等事故対策、災害対策・対応） 長期処理の安定性（処理システム、施設保全の計画） 施設配置・車両動線 施設の安全性
2 周辺環境に配慮した施設	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境に配慮し、景観等においても周囲と調和のとれた施設とする。 環境負荷の低減対策を講じ、周辺住民が安心して生活できる施設とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境対策 周囲の景観との調和
3 環境学習・啓発を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設見学に対応し、廃棄物処理について学ぶことができる施設とする。 粗大ごみの再生販売等を通じた、循環型社会形成の啓発施設とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 見学者への環境学習や見学者ルート <p>※再生販売事業は、本事業外のため設定しない</p>
4 経済性に配慮した施設	<ul style="list-style-type: none"> 民間のノウハウを活用し、建設から運営・維持管理等に至るまでのライフサイクルコストの低減を図る施設とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 運転費の低減を目指した設計 建設費及び維持管理費の低減を目指した設計

③ 本事業における課題

本事業は、DBM方式による整備運営を行うことから設定いたします。

表 5 本事業における課題

課題	内容
1	<p>リスク管理</p> <p>本事業では、維持管理を行う維持管理事業者のほか、運転委託を行う運転委託業者も運営に関与する。そのため、維持管理事業者が、運転委託業者等に対してどう指導していくか、またどう管理していくかが課題です。</p> <p>また、原因不明の故障発生時などでは、早期復旧が必要となることから、どのような対応を行うかが課題です。</p>

(2) 評価項目及び評価基準

本事業の落札者決定基準は、ガイドラインを参考に企業力及び地元貢献への評価を行い、またリサイクルプラザ整備に係る基本方針及び課題をもとに、事業計画、設計・建設業務、維持管理業務に関する事項の評価を行います。

表6 キーワード及び課題に基づく評価項目

参考	内容		評価項目
ガイドライン	企業力	施工実績及び維持管理実績	⇒①②
		技術管理者の施工実績	⇒③
	地元貢献	地元企業の活用	⇒⑥

基本方針		キーワード		評価項目	
1	安全かつ安定的に処理できる施設	本施設の運用に対する安全・安定性	施設配置及び車両動線	⇒⑦	
			施設内作業動線	⇒⑧	
		施設に対する安全・安定性	設計・建設	処理システム	⇒⑨
				災害対策（水害）	⇒⑩
			維持管理	施設保全の計画	⇒⑭
				火災・爆発等事故対策	⇒⑮
災害対応	⇒⑯				
2	周辺環境に配慮した施設	環境性	周辺環境対策	⇒⑪	
			周囲の景観との調和	⇒⑫	
3	環境学習・啓発を行う施設	環境学習	見学者への環境学習	⇒⑬	
4	経済性に配慮した施設	運転費	運転費低減への対策	⇒⑵	

課題		内容	評価項目
1	リスク管理	DBM方式のリスクへの対応策	⇒④

注) 表中の評価項目における①～⑯は表7参照。

表7 本施設の設計・建設・維持管理に関する評価項目及び評価基準（案）

評価項目		評価基準		配点割合 (イメージ)
企業力	①	同種施設 ^(※1) の施工実績 (処理能力5t/5h以上)	・過去10年間(H20.4以降から実施方針公表までに稼働開始した施設)の公共工事における同種施設の施工実績の件数を定量評価する。 (A:5件以上、B:4件、C:3件、D:2件、E:1件)	5
	②	同種施設 ^(※1) の維持管理実績 (処理能力5t/5h以上)	・過去10年間(H20.4以降から実施方針公表までに稼働開始した施設)の公共工事における同種施設に対するDBO方式又はDBM方式の件数を定量評価する。(A:5件以上、B:4件、C:3件、D:2件、E:1件)	5
	③	技術管理者の同種施設 ^(※1) の施工実績 (処理能力5t/5h以上)	・過去10年間(H20.4以降から実施方針公表までに稼働開始した施設)の公共工事における同種施設の施工実績の件数を定量評価する。 (A:2件以上、C:1件、E:0件)	5
事業計画	リスク管理	④ DBM方式のリスクへの対応策	・要求水準書「第3章本施設の運営・維持管理に係る業務」業務範囲一覧表に示す維持管理及び情報管理における「▲」で示す項目について、運転委託業者等への指導・教育方法や日常点検等に対する管理方法が、具体的かつ実効性があり、市等及び維持管理事業者の双方にとってリスク低減につながる具体的な提案がなされているか。 ・計画よりも設備等の更新時期が早まった場合や原因不明の故障が発生した場合における早期復旧に対する対応策について具体的な提案がなされているか。	10
	運転費	⑤ 運転費の低減への対策	・20年間の運転に伴う運転人員を削減することを目的とした、ハード及びソフトに対する具体的な設計の提案がなされているか。	5
	地元貢献	⑥ 地元企業の活用	・設計・建設業務において、地元企業を活用するなどの提案がなされているか。 ・維持管理業務において、清掃・植栽管理や施設警備等の業務において、地元企業を活用するなどの提案がなされているか。	5
設計・建設業務に関する事項	本施設の運用に対する安全・安定性	⑦ 施設配置及び車両動線	・各車両(収集車、一般持込車両、搬出車両、一般車両(見学等))に配慮した極力錯綜しない車両動線、施設外に車両が待機することがないように待機場所を考慮した施設配置など、安全に配慮した具体的な提案がなされているか。	5
		⑧ 施設内作業動線	・作業性、安全性、点検スペース確保等のメンテナンス性等を考慮した機器配置に対する提案がなされているか。	5
	施設に対する安全・安定性	⑨ 処理システム	・要求水準書添付資料に示す「フローシート(参考)」を基本とし、機器点数の削減など、設計・建設費及び維持管理費の削減を目指した設計となっているか。	10
		⑩ 災害対策(水害)	・河川氾濫等の水害に対する安全性が高い浸水対策(建屋含む)に関する具体的な提案がなされているか。	5
	環境性	⑪ 周辺環境対策	・工事期間中、周辺環境に対する騒音・振動・粉じん等に配慮した定点観測や掘削時における排水処理等についての具体的な提案がなされているか。	5
		⑫ 周囲の景観との調和	・ごみ処理施設と認識されにくい対策、敷地南側及び東側には住居が存在するため、周辺住民に対する植栽等を活用した景観への対策について具体的な提案がなされているか。	5
	環境学習	⑬ 見学者への環境学習	・見学者ルートにおいて、対象者(小学生・大人)の違いによる配慮、見学者が理解しやすいような処理工程に沿った見学ルート、各見学場面における説明方法、見学窓の配置など、本施設の内容を理解しやすい、また更新計画が容易である具体的な提案がなされているか。	5
維持管理業務に関する事項	安全・安定性	⑭ 施設保全の計画	・本施設の長期稼働を目的に、効率的な設備更新やストックマネジメントの考え方に基いた本施設の長寿命化対策を具体的に盛り込んだ施設保全に関する考え方や計画が提案されているか。	10
		⑮ 火災・爆発等事故対策	・火災・爆発等の事故発生時の対処として、緊急連絡体制の確立、緊急時対応及び復旧に向けた対策について、事業者の実績等をもとに具体的かつ確実性の高い提案がなされているか。	5
		⑯ 災害対応	・防災注意報や警報等の発令時における緊急連絡体制及び対応方法、発災時の初期対応について、具体的に提案されているか。	5
				95

注) 1. ※1: 同種施設とは、不燃ごみや不燃性粗大ごみを処理するため、破砕機を設置している施設を指します。

2. ③は3段階評価とする。

(3) 点数化の基準

① 評価基準及び得点化方法

参考資料に示す評価基準及び得点化方法の全国事例を集計すると表 8 に示すとおりです。

全国事例においては、5 段階評価が多数であることから、市においても、「5 段階評価」を採用し、表 9 に示す方法で算出するものとします。

表 8 点数化方法（全国事例）

評価数	事例数
5 段階評価	48 例／51 自治体
4 段階評価	3 例／51 自治体

注) 5 段階評価における点数化方法は、48 自治体とも表 9 に示す式である。

表 9 点数化方法

評価	評価内容	点数化方法
A	特に優れており、提案内容に非常に大きな期待ができる	配点×1.00
B	AとCの間であり、提案内容に大きな期待ができる	配点×0.75
C	優れており、提案内容に期待ができる	配点×0.50
D	CとEの間であり、提案内容にあまり期待ができない	配点×0.25
E	要求水準を満たす程度であり、提案内容に期待できない	配点×0.00

② 非価格要素の算出方法

非価格要素は、次に示す方法で算出します。

非価格要素点=60 点×（審査項目ごとの評価点の合計点／評価項目の合計点^{※1}）

注) 点数は、配点が示される評価項目ごとに小数点第 3 位を四捨五入し、
小数点 2 位まで算出するものとする。

※1：本資料では、仮に 95 点としている（表 7 の合計点）

(4) 配点

配点については、本資料ではイメージとして掲載しましたが、第 2 回事業者選考委員会の検討結果を踏まえ、第 3 回事業者選考委員会において協議します。

5. 価格要素の検討

(1) 価格点の算出方法

環境省「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きについて(平成18年7月18日)」において、加算方式における算出式は、次のとおりとしています。

$$\begin{aligned} \text{価格点} &= \text{配点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \\ &\text{又は} \text{配点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格}) \end{aligned}$$

また、参考資料に示す価格点の算出方法の全国事例を集計すると表10に示すとおりです。

表10 価格点の算出式

算出式	事例数
① 配点×(最低入札価格/入札価格)	49例/51自治体
うち最低入札価格に制限あり	17例/51自治体
② ((上限金額-見積金額) / (上限金額-最低見積金額)) × 配点	1例/51自治体
③ 配点×(1-1/3(入札価格/予定価格) ⁸⁾	1例/51自治体

全国事例においては、①の算出式が大多数であることから、市においては、①の式で算出するものとします。

また、市では、今後20年以上にわたるごみ処理の安定処理が求められることから、設計・建設業務においては、「松戸市低入札価格調査実施要綱(平成30年4月1日改正)」に示す調査基準価格及び失格基準価格を設定します。なお、設計・建設業務費が失格基準価格を下回った応募者は失格とし、同事業者に対する以降の総合評価を行わないものとします。

また、維持管理業務においては、「松戸市工事関連業務委託最低制限価格取扱要綱」に示す最低制限価格を設定します。なお、維持管理業務委託費が最低制限価格を下回った応募者は失格とし、同事業者に対する以降の総合評価を行わないものとします。

価格要素審査は、上述する設計・建設業務費及び維持管理業務委託費を合計した価格で、次に示す式により算出します。

$$\text{価格要素点} = 40 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

- ・ 入札価格：応募者から提出された入札価格のうち入札書比較価格に相当する価格。
- ・ 最低入札価格：応募者による最低の入札価格。

- 注) 1. 点数は、配点が示される評価項目ごとに小数点第3位を四捨五入し、小数点2位まで算出するものとする。
- 注) 2. 設計・建設費において失格基準価格を下回る応募者があった場合、最低入札価格を算出するための設計・建設費は、失格基準価格に読み替えるものとする。
- 注) 3. 維持管理業務委託費において最低制限価格を下回る応募者があった場合、最低入札価格を算出するための維持管理業務委託費は、最低制限価格に読み替えるものとする。

6. 総合評価点の算出方法

総合評価点は、非価格要素点及び価格要素点の合計で算出し、総合評価点の最も高い応募者を落札者に選定します。

総合評価点の最も高い応募者が複数ある場合、非価格要素点に違いがある場合は、非価格要素点が高い応募者を落札者に選定しますが、非価格要素点に違いがない場合は、当該応募者にくじを引かせて選定します。なお、当該応募者が不在の場合は、当該入札事務に関係がない市職員がくじを引き、順位を決定します。

7. 本事業における落札者決定基準（案）

市では、第2回及び第3回事業者選考委員会においてご協議頂いた結果を踏まえ、(仮称)松戸市リサイクルプラザ整備事業落札者決定基準書(資料-4参照)として取りまとめていきます。

【参考資料】要求水準書（案）に示す業務範囲一覧（p108）の変更案

項目			維持管理事業者	市等	
全体	計画書等の作成及び改定	施設保全計画書	作成	●	
			改定	●	
		環境保全計画書	作成	●	
			改定	●	
		維持管理マニュアル	作成	●	
			改定	●	
		危機管理マニュアル	作成	(支援)	●
			改定	(支援)	●
搬入管理	搬入車両の受付及び管理			●	
	搬入車両の誘導及び指示			●	
	荷下ろしの補助			●	
	処理不適物の検査（持ち帰り指示含む）			●	
	料金の徴収			●	
運転管理	本施設の運転			●	
	搬出物の保管、積込及び運搬			●	
	発生残さの搬出及び処分			●	
	搬出物及び発生残さの性状調査		●		
	家具等再生作業及び展示			●	
	再生家具等の販売			●	
維持管理	備品・什器・物品・用役の調達		●※1	●	
	点検及び検査	日常点検（週例点検含む）	▲※2	●	
		定期点検	●		
		法定点検・検査	●		
		自主検査	●		
	予備品及び消耗品の交換		●		
	補修及び更新		●		
	精密機能検査		●		
情報管理	運転管理の報告（日報、月報、年報）		▲※2	●	
	調達記録の報告		●※1	●	
	点検及び検査の報告	日常点検	▲※2	●	
		定期点検	●		
		法定点検・検査	●		
		自主検査	●		
	補修・更新の報告		●		
	環境保全の報告		●		
	維持管理記録の提出		●※3	●	
	その他の報告		●	●	
環境管理	環境保全基準値等の設定		●		
	環境分析の実施		●		
	環境保全改善策の協議		●	●	
その他	計画書等の作成	実施計画書（毎年度）	●		
		実績報告書（毎年度）	●		
	施設警備	警備体制の整備※4	●	●	
		日常の巡回警備		●	
	清掃・植栽管理		●		
	周辺住民対応		(支援)	●	
	見学者対応		(支援)	●	
	モニタリング		(協力)	●	

注) ※1：建設事業者又は維持管理事業者が納品又は用意する備品・什器・物品・用役にかかるものだけであり、市等が用意する備品及び物品を除く。

※2：運転委託業者等から受ける報告（月報、年報）の確認。

※3：維持管理事業者の業務範囲にかかる項目。

※4：緊急連絡先は市とする。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
第 5 条第 1 項の規定に準じて、（仮称）松戸市リサイクルプラザ整備事業に関する実施方針を定
めたので、同条第 3 項の規定により、別冊のとおり公表します。

平成 30 年 6 月 1 日

松戸市

松戸市長 本郷谷 健次

（仮称）松戸市リサイクルプラザ整備事業

実 施 方 針

平成 30 年 6 月 1 日

松 戸 市

< 目 次 >

第1 用語の定義	1
第2 事業内容に関する事項	3
1. 事業名称	3
2. 対象となる公共施設等の種類	3
3. 対象となる公共施設等の管理者	3
4. 事業予定地	3
5. 本施設の概要	3
6. 事業の目的	3
7. 事業の内容	4
第3 募集及び選定に関する事項	7
1. 事業者の募集及び選定方法	7
2. 募集及び選定の手順	7
3. 参加資格要件	8
4. 応募者の審査及び落札者の選定	11
5. 落札後の手続き	12
第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1. 想定されるサービスの水準・仕様	13
2. 想定されるリスクの分担	13
3. 市による事業実施状況の監視	13
第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
1. 敷地面積及び配置	14
2. 土地利用規制	14
第6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	14
1. 係争事由に係る基本的な考え方	14
2. 管轄裁判所	14
第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15
2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	15
4. その他	15
第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
1. 議会の議決	16
2. 情報提供	16
3. 応募に伴う費用負担	16
4. 実施方針等に関する担当部署	16

【添付資料】

添付資料 1 事業実施区域

添付資料 2 事業スキーム図（案）

添付資料 3 市及び維持管理事業者の役割分担（案）

添付資料 4 リスク分担（案）

第1 用語の定義

(仮称)松戸市リサイクルプラザ整備事業における実施方針で用いる用語を次のとおり定義する。

- 市 : 松戸市をいう。
- 本事業 : (仮称)松戸市リサイクルプラザ整備事業をいう。
- 本施設 : (仮称)松戸市リサイクルプラザ(管理棟及び計量棟を含む)をいう。
- マテリアルリサイクル推進施設 : 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領に示されるマテリアルリサイクル推進施設に該当する施設をいう。
- 破碎選別処理施設 : マテリアルリサイクル推進施設のうち、不燃ごみ及び粗大ごみなどに対し、破碎設備により破碎処理を行う施設をいう。
- 圧縮梱包施設 : マテリアルリサイクル推進施設のうち、容器包装プラスチック、ペットボトル及び紙類などを圧縮し、梱包する施設をいう。
- 設計・建設業務 : 本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
- 維持管理業務 : 本事業のうち、本施設の維持管理に係る業務をいう。
- P F I 方式 : 事業者において独自に資金を調達し、施設の整備を行い、公共サービスの提供を行う方式をいう。
- D B M 方式 : 設計 (Design)、建設 (Build)、維持管理 (Maintenance) を一括して発注する方式をいう。
- 事業者 : 民間事業者をいう。
- 応募者 : 入札に応募する事業者をいう。
- 落札者 : 市が設置する事業者選考委員会から優秀提案の評価を受け、選定された後、事業契約の締結を予定する者として市が決定した応募者をいう。事業者選考委員会で選定し、市が決定する。
- 代表企業 : 入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
- 構成員 : 本事業の実施に関し、共同企業体を構成して応募する場合の一員で、本事業で実施する設計・建設業務、維持管理業務のうち、一部を請負い又は受託する予定の者をいう。
- 建設事業者 : 市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。
- 維持管理事業者 : 市と維持管理委託契約を締結する者で、本施設の維持管理業務を担当する者をいう。
- 事業契約 : 基本契約、建設工事請負契約及び維持管理委託契約の総称をいう。
- 基本契約 : 事業者の本事業を一括で発注するために、市と落札者で締結する契約をいう。
- 建設工事請負契約 : 本事業の設計及び建設のため、基本契約に基づき、市及び建設事業者が締結する契約をいう。

- 維持管理委託契約 : 本施設の維持管理のため、基本契約に基づき、市及び維持管理事業者が締結する契約をいう。
- 基本協定 : 落札者の決定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等について市及び落札者の間で締結される協定をいう。
- 仮契約 : 基本契約に際し、市議会での議決前の状態での契約をいう。
- 入札説明書等 : 本事業の入札公告に際して配布する書類で、入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）及び落札者決定基準書等の書類をいう。
- 入札説明書 : 本事業の入札に参加する者に対して、市が事業条件や参加手続き等を説明するための書類をいう。
- 要求水準書 : 本事業の実施に当たり、設計・建設業務及び維持管理業務において事業者に要求する水準を規定したものをいう。
- 落札者決定基準書 : 応募者から落札者を選定するための評価項目や評価基準、採点方法等の基準を規定したものをいう。
- プラント : 本施設のうち、処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
- 建築物等 : 本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物を総称していう。
- 事業実施区域 : 工事範囲を示す区域であり、本施設の建築物等を設置する範囲とは異なる。

第2 事業内容に関する事項

1. 事業名称

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業

2. 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3. 対象となる公共施設等の管理者

松戸市長 本郷谷健次

4. 事業予定地

千葉県松戸市七右衛門新田 316 番地の 4 (添付資料 1 参照)

5. 本施設の概要

本施設の概要を次に示す。

項目	概要
施設の種類	マテリアルリサイクル推進施設 (管理棟、計量棟含む)
敷地面積	約 1.5ha
施設規模	39t/5h (内訳) 不燃系処理ライン 25.9t/5h 可燃系処理ライン 12.4t/5h 有害物処理ライン 0.7t/5h
処理方式	破碎+機械選別方式
処理対象物	【不燃系処理ライン】 ・粗大ごみ (不燃性) ・資源ごみ (びん・缶・紙布除く) ・陶磁器・ガラスなどのごみ 【可燃系処理ライン】 ・粗大ごみ (可燃性、プラ粗大) 【有害物処理ライン】 ・有害などのごみ

6. 事業の目的

市では、市で発生する粗大ごみ及び資源ごみ等について、資源リサイクルセンター (昭和 56 年 3 月竣工)、日暮クリーンセンター (昭和 63 年 3 月竣工) 及び和名ヶ谷クリーンセンター (平成 7 年 9 月竣工) に併設する破碎機の 3 施設で処理している。現施設の設備は、老朽化が進み、更新時期を迎えているほか、中間処理後の残さ物を施設間移動する必要があるなど、非効率となっている。

このことから、市では、粗大ごみの効率的な処理を目指して 1 施設に集約し、施設を更新す

ることとした。なお、施設整備に当たっては、技術開発動向を踏まえた省電力機器などの最新処理技術の導入及び維持管理費用の削減等を目指すものとする。

7. 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、DBM方式により実施する。事業者は、本施設の設計・建設業務及び20年間の維持管理業務を行うものとする。

(2) 契約形態

市は、本施設の設計建設業務及び維持管理業務を事業者に一括で行わせることから、本事業に係る基本契約を締結する。また、市は、基本契約に基づき、建設事業者と建設工事請負契約、維持管理事業者と維持管理委託契約を締結するものとする。(添付資料2参照)

(3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・設計・建設期間：事業契約締結日から平成33年(2021年)3月までの約2年間
- ・維持管理期間：平成33年(2021年)4月から平成53年(2041年)3月までの20年間

(4) 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時、市の定める明渡し時において、本施設の要求水準を満足する状態に保って、市に引き継ぐものとする。

引継ぎに際し、市では、第三者機関による検査を行い、維持管理業務終了後も本施設を継続して使用することに支障がなく、大きな損傷や汚損などがない良好な状態であることを確認する。なお、当該検査の結果、本施設が維持管理業務終了後も継続して使用することに支障があると判断した場合は、維持管理事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施するものとする。

(5) 対象となる業務範囲

① 事業者が行う業務

1) 本施設の設計・建設に関する業務

- ・プラント設備設計・工事
- ・建築工事設計・工事(造成設計・工事含む)
- ・その他本事業に伴う設計及び工事
- ・市が提示する調査結果以外の必要な事前調査
- ・市が行う循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という)の申請に係る支援
- ・設計及び工事に係る許認可申請、及び市が行う申請に係る支援
- ・市が行う住民対応に係る支援

- ・その他これらを実施する上で必要な業務（試運転・運転指導含む）

2) 本施設の維持管理に関する業務

- ・維持管理業務
- ・情報管理業務（記録・報告・情報発信等）
- ・環境管理業務
- ・関連業務（施設警備、清掃・植栽管理等）
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

② 市が行う業務

1) 本施設の設計・建設に関する業務

- ・用地の確保（確保済み）
- ・生活環境影響調査（調査済み）
- ・本施設の設計・施工監理
- ・循環型社会形成推進交付金申請
- ・許認可申請（市実施分）
- ・住民対応

2) 本施設の維持管理に関する業務

- ・搬入管理業務
- ・運転管理業務（選別・回収物の搬出、残さの搬出・処分を含む）
- ・関連業務（周辺住民対応、見学者対応等）
- ・事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

（6）事業者による資金調達

本事業は、PFI方式ではないため、資金については市が用意することから、事業者による資金調達は無い。

市は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金の適用を予定している。循環型社会形成推進交付金申請等の手続は市において行うが、事業者は、申請手続に必要な書類の作成等について市を支援するものとする。

（7）関係法令の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(8) 事業スケジュール（予定）

本事業は、次のスケジュールで実施する予定である。

内容	日程
① 落札者の決定	平成 30 年 11 月下旬
② 基本協定の締結	平成 30 年 12 月上旬
③ 仮契約の締結	平成 31 年 2 月上旬
④ 契約議案の市議会議決	平成 31 年 3 月下旬
⑤ 事業契約の締結	平成 31 年 3 月下旬
⑥ 本施設の設計・建設	事業契約の締結～平成 33 年 3 月
⑦ 本施設の維持管理業務	平成 33 年 4 月～平成 53 年 3 月

第3 募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が入札公告に際して配布する入札説明書等に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の技術提案内容が、技術的観点等から市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性及び透明性を確保する観点から、総合評価一般競争入札方式により行う。

2. 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールを予定している。

内容	日程
① 実施方針等の公表	平成30年6月1日
② 実施方針等に関する質問及び意見の受付期限	平成30年6月14日
③ 上記質問への回答の公表	平成30年6月下旬
④ 特定事業の選定	平成30年7月中旬
⑤ 入札公告及び入札説明書等の公表	平成30年7月下旬
⑥ 第1回入札説明書等に関する質問受付期限	平成30年8月中旬
⑦ 第1回入札説明書等に関する質問への回答の公表	平成30年8月下旬
⑧ 入札参加資格審査書類受付及び審査	平成30年9月上旬
⑨ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限	平成30年9月下旬
⑩ 第2回入札説明書等に関する質問への回答の公表	平成30年10月上旬
⑪ 技術提案書の受付	平成30年10月下旬
⑫ 落札者の選定、決定及び公表	平成30年11月下旬
⑬ 基本協定締結	平成30年12月上旬
⑭ 仮契約締結	平成31年2月上旬
⑮ 事業契約締結	平成31年3月下旬

(2) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

市では、実施方針等に関する質問及び意見を受け付ける。なお、質問及び意見を提出した事業者に対し、個別にヒアリングを行う場合があるが、その場合の日時及び場所等は、個別に連絡する。

① 受付期間

実施方針等の公表後から平成30年6月14日（木）午後4時まで

② 提出方法

実施方針と同時に公表する「様式第1号（Microsoft Excel 形式）」に記載の上、次に示す提出先に電子メールで提出すること。なお、提出後は、市へ受付確認の電話をすること。

【提出先】

担当課 : 松戸市 環境部 廃棄物対策課 清掃施設担当室
E-mail : mcsshisetsu@city.matsudo.chiba.jp
件名 : 【松戸市】実施方針等に関する質問書・意見書（事業者名）
電話 : 047-366-7335

(3) 入札公告

入札公告は、平成30年7月下旬に行い、次の書類を併せて公表する。

- ・入札説明書
- ・要求水準書
- ・事業契約書（案）
- ・落札者決定基準書
- ・様式集

3. 参加資格要件

事業者は、次の参加資格要件を全て満たす場合、本事業に応募することができる。

(1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、設計・建設業務及び維持管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。なお、一つの企業がこれらの役割を兼ねることができるものとする。
- ② 応募者は、本事業の設計・建設業務又は維持管理業務を行う企業のうち、構成員で構成されるものとする。
- ③ 応募者の構成員の中から「(2) ② 本施設におけるプラントの設計・建設業務を行う者の要件」を全て満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ④ 企業グループを構成する場合、構成員の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 企業グループを構成する場合、構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。
- ⑥ 企業グループを構成する場合、代表企業、構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員になることは認めない。なお、「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

- 1) 資本関係がある場合

次のア又はイのいずれかに該当する二者の場合。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係がある場合

次のア又はイのいずれかに該当する二者の場合。なお、役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

また、1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合、構成員が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員となることはできない。

⑦ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

① 共通要件

次のいずれかに該当する者は、代表企業及び構成員になることができない。

1) 平成30・31年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、本事業の入札参加資格審査書類提出期限日から落札者決定日までの間、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者

2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次に該当しない者

ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の入札前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

イ 会社更生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの構成手続開始が決定されていない者

ウ 民事再生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

エ 本事業の入札参加資格審査書類提出期限日から落札者決定日までの間において、市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者

オ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

3) 社会保険等の届出の義務を履行していない者

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27号の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

- 4) 本事業の入札参加資格審査書類提出期限日から落札者決定日までの間、事業予定地の近接地域（最近部がおおむね 100m 以内）で市発注の本事業と同種の事業を請け負っていないこと。
- 5) 廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 6) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 7) 次に示す本事業に係る発注者支援業務の受託者及び同業務における提携関係にある者、又はこれらの者と資本関係又は人的関係のある者
 - ・八千代エンジニアリング株式会社
 - ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 8) 市が設置する事業者選考委員会の委員が所属する企業
- 9) 実施方針の公表から落札者決定日までの間において、本事業について市が設置する事業者選考委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

② 本施設におけるプラントの設計・建設業務を行う者の要件

本施設におけるプラントの設計・建設業務を行う企業は、代表企業とし、次の要件を全て満たすこととする。

- 1) 市の平成 30・31 年度入札参加資格者名簿に清掃施設工事として登載されている者であり、かつ格付けが A ランクであること。
- 2) 廃掃法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設について、次の要件を満たす建設実績を有すること。
 - ア) マテリアルリサイクル推進施設（破砕設備を設定している施設に限る）
 - イ) 平成 20 年 4 月 1 日から実施方針公表までに稼働開始した施設（元請に限る）
- 3) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

③ 本施設における建築物等の設計・建設業務を行う者の要件

本施設における建築物等の設計・建設業務を行う企業は、次の要件を全て満たすこととする。

- 1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- 2) 市の平成 30・31 年度入札参加資格者名簿に清掃施設工事として登載されている者であり、かつ格付けが A ランクであること。
- 3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

- 4) 廃掃法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の建築物の設計・施工を元請、又はプラントメーカーの一次下請けとして実施した実績を有すること。

④ 本施設における維持管理業務を行う者の要件

本施設における維持管理業務を行う企業は、次の要件を全て満たすこととする。なお、複数の構成員で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社は、次の要件を満たすこととする

- 1) 廃掃法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設について、②2)に係る要件に該当する施設の維持管理業務の受託実績（設備の補修及び更新が含まれるものに限る。また、実績には受託中も含む。）を有すること。

(3) 参加資格の確認

- ① 参加資格確認基準日は、入札参加資格審査書類提出期限日とする。
- ② 入札参加資格審査書類提出期限日から落札者決定日までの間に、応募者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- ③ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は落札者決定を取り消す。この場合において、市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4. 応募者の審査及び落札者の選定

(1) 審査機関

市では、応募者による事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、市が設置した事業者選考委員会において審査を実施する。

実施方針の公表から落札者決定に関する公表までの期間において、事業者選考委員会の委員に対し、技術提案書の審査に関して自己の有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は同事業者を失格とする。

事業者選考委員会の委員を次に示す。

役 割	氏 名	所 属
委 員 長	濱田 雅巳	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長
副委員長	北野 幸樹	日本大学 生産工学部 建築工学科 教授
委 員	石井 久雄	松戸市 総合政策部長
委 員	福田 勝彦	松戸市 街づくり部長
委 員	丸岡 新一	松戸市 環境部長

(2) 審査の手順及び方法

① 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

② 技術提案審査

技術提案の審査に当たっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、事業者選考委員会において技術提案書類の審査を総合評価の方法により行い、落札者を選定する。

③ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準書に示すとおりとする。

④ 審査結果

審査結果は、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を市ホームページに掲載する。

5. 落札後の手続き

(1) 基本協定の締結

市及び落札者は、落札者決定後、速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

(2) 契約内容に関する協議

市及び落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨及び解釈を明確化するための協議を行うものとする。

第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び維持管理業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

事業者による設計・建設業務及び維持管理業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が分担すべき合理的な理由があるリスクは、市が負うものとする。

(2) 想定されるリスクの分担

市及び事業者のリスク分担は、添付資料4に示すものを基本とする。

3. 市による事業実施状況の監視

市は、事業者が実施する本施設の設計・建設及び維持管理の各段階における全ての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、事業者が提供する施設の設計・建設業務及び維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出及び実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 敷地面積及び配置

事業実施区域 約 1.5ha (添付資料 1 参照)

2. 土地利用規制

- ・都市計画区域 都市計画区域内 (「ごみ処理場」として平成 30 年 3 月 30 日変更済み)
- ・用途地域 指定なし
- ・防火地域 指定なし
- ・高度地区 指定なし
- ・緑化率 20%以上 (供給処理施設の都市計画に関する手引 昭和 56 年 3 月
千葉県都市計画課 社団法人日本都市計画学会)
- ・建ぺい率 40%以内 (供給処理施設の都市計画に関する手引 昭和 56 年 3 月
千葉県都市計画課 社団法人日本都市計画学会)
- ・容積率 100%以内

第6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市及び事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、維持管理業務委託契約についても解除することができる。
- (2) 維持管理期間においては、市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、維持管理業務委託契約を解除することができる。

4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、事業者に対し、法制上及び税制上の優遇措置、並びに財政上及び金融上の支援、出資等の支援は行わない。

第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

市は、本事業の契約締結に当たっては、市議会の議決を経るものとする。

2. 情報提供

情報提供は、適宜、市ホームページを通じて行う。

3. 応募に伴う費用負担

事業者の応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

4. 実施方針等に関する担当部署

実施方針等に関する問い合わせは、次のとおりとする。

松戸市 環境部 廃棄物対策課 清掃施設担当室

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387 番地の 5

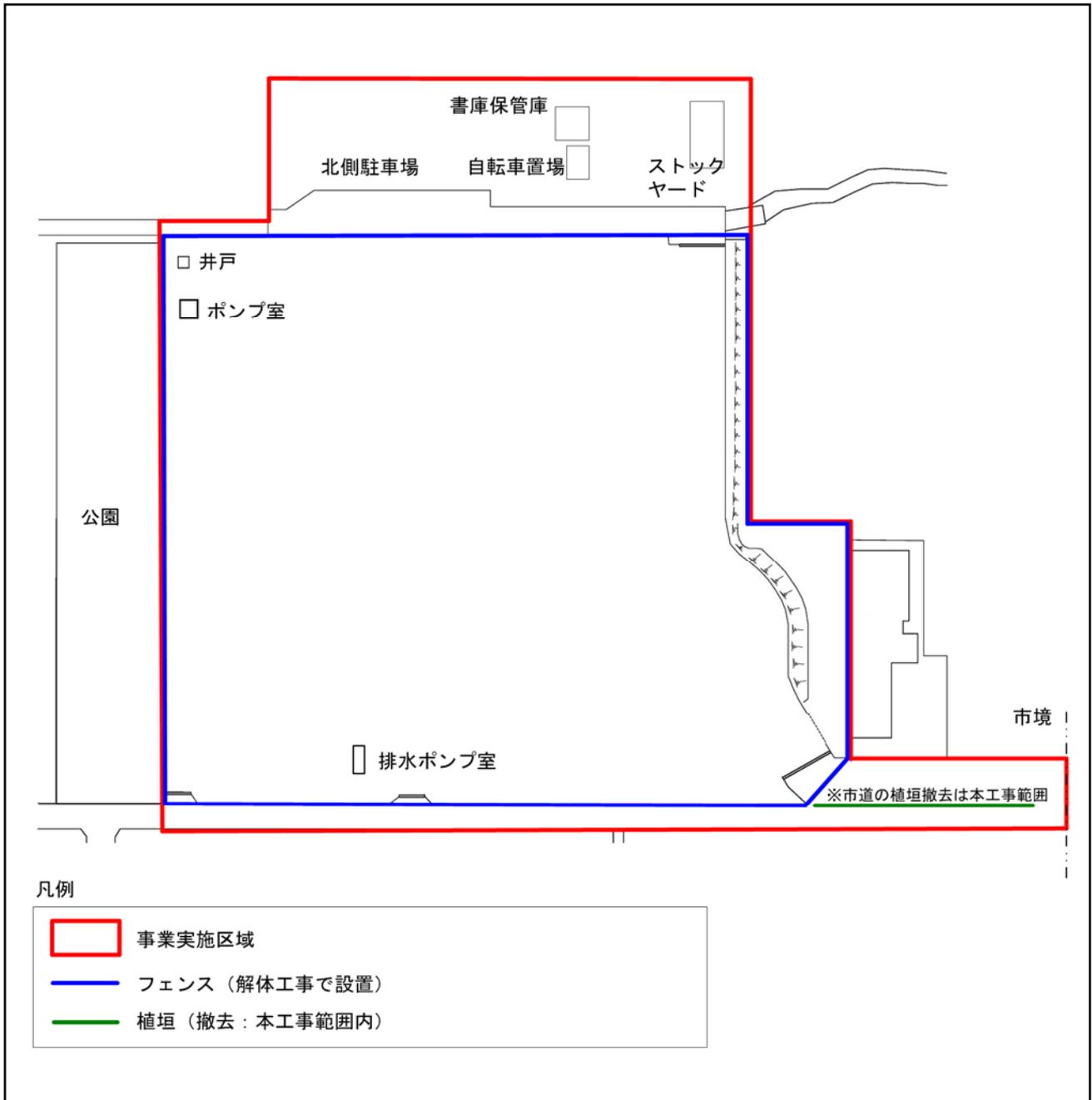
電 話：047-366-7335

F A X：047-366-8114

メール：messhisetsu@city.matsudo.chiba.jp

— 以上 —

添付資料 1 事業実施区域



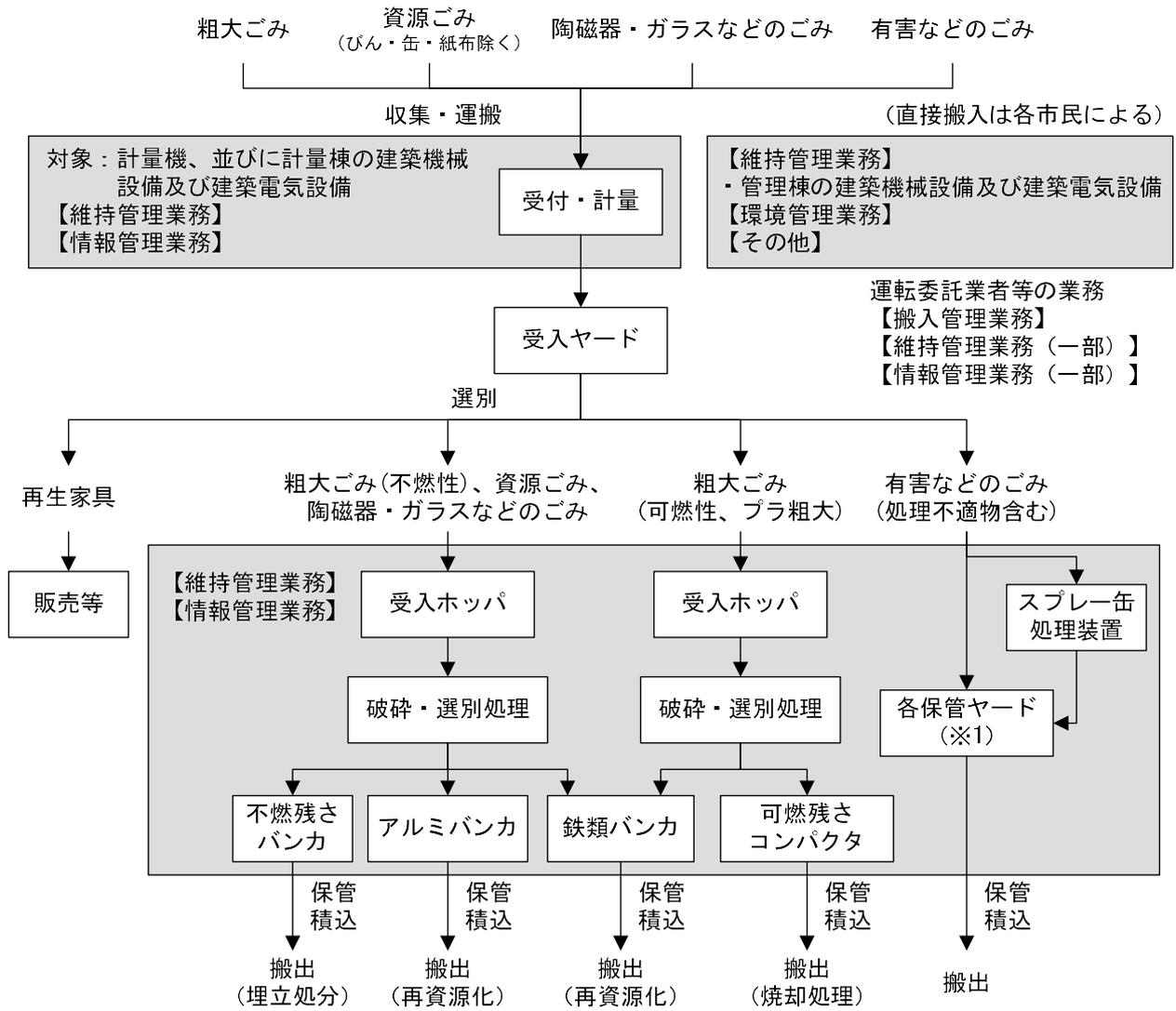
注) 自転車置場及び書庫保管庫の位置は、現状での案であり、今後変更となる可能性があります。

添付資料 2 事業スキーム図 (案)

<p>スキーム図</p>					
<p>事業契約</p>	<p>基本契約、建設工事請負契約、維持管理委託契約</p>				
<p>市の支払対価</p>	<p>設計・建設業務費、維持管理業務費</p>				
<p>事業者の収入</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="240 1072 392 1205"> <p>建設事業者</p> </td> <td data-bbox="392 1072 1428 1205"> <p>市から支払われる設計・建設等業務費</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1205 392 1335"> <p>維持管理事業者</p> </td> <td data-bbox="392 1205 1428 1335"> <p>市から支払われる維持管理等業務費</p> </td> </tr> </table>	<p>建設事業者</p>	<p>市から支払われる設計・建設等業務費</p>	<p>維持管理事業者</p>	<p>市から支払われる維持管理等業務費</p>
<p>建設事業者</p>	<p>市から支払われる設計・建設等業務費</p>				
<p>維持管理事業者</p>	<p>市から支払われる維持管理等業務費</p>				

添付資料 3 市及び維持管理事業者の役割分担（案）

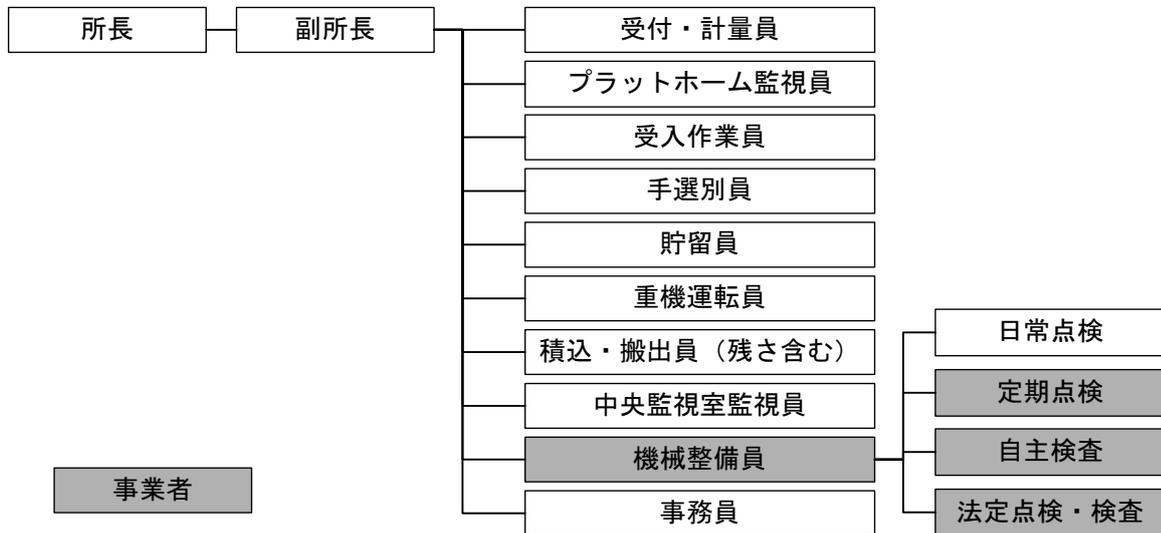
（役割分担の概念図）



※1: 消火器、がれき・コンクリートがら、アルミくず、自転車・かご、小物家電（調理器具類）、ボーリング玉、廃乾電池、廃蛍光管

■ : 維持管理事業者の業務範囲

(事業者で配置する人員)



注) 機械整備員は、点検・検査中の補修・交換作業等を含む

添付資料4 リスク分担（案）

本事業のリスク分担は、次を基本とする。詳細は、入札説明書等で公表する事業契約書（案）に示す。

<全期間共通>

リスクの種類	リスクの内容		リスク分担	
			事	市等
募集図書リスク	(1)	募集資料の誤り、又は変更によるもの		●
周辺住民対応リスク	(2)	本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの		●
	(3)	事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの	●	▲
	(4)	上記以外のもの		●
用地リスク	(5)	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地のかしに関するもの		●
第三者賠償リスク	(6)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等	●	
	(7)	上記以外のもの		●
政策等リスク	(8)	市に関わる政策の変更（本件事業に直接的影響を及ぼすもの）に関するもの		●
許認可リスク	(9)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	●	
交付金リスク	(10)	事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合	●	
	(11)	その他の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合		●
物価変動リスク	(12)	一定の範囲内における物価変動（インフレ、デフレ）にともなう事業者の経費増減によるもの	●	
	(13)	一定の範囲を超える物価変動（インフレ、デフレ）にともなう経費増減によるもの		●
法令変更リスク	(14)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの		●
	(15)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの	●	●
不可抗力リスク	(16)	天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断若しくは契約解除等の原因となり得るもの	▲ ※1	●
債務不履行リスク	(17)	事業者の事業放棄、事業破綻によるもの又は事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等	●	
	(18)	上記以外のもの（市の債務不履行、支払遅延又は当該事業が不要になった場合、市と運転委託業者等との契約未締結、運転委託業者等の事業破綻等）		●

注) 「事」：事業者（建設事業者、維持管理事業者）、「市等」：市及び運転委託業者等、「●」：主、「▲」：従
注) ※1：復旧作業及びそれに伴う人件費等。

<設計段階>

リスクの種類	リスクの内容		リスク分担	
			事	市
測量・調査リスク	(19)	市が実施した測量及び調査に関するもの		●
	(20)	事業者が実施した測量及び調査に関するもの	●	
設計変更リスク	(21)	市の指示・提示条件の不備・変更による設計変更		●
	(22)	事業者による提案内容の不備・判断によるもの	●	

注)「事」:事業者(建設事業者、維持管理事業者)、「●」:主、「▲」:従

<建設段階>

リスクの種類	リスクの内容		リスク分担	
			事	市
建設着工遅延リスク	(23)	市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		●
	(24)	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	●	
工事費増加リスク	(25)	市からの提示条件の不備・変更に関するもの		●
	(26)	事業者の事由によるもの	●	
工事遅延リスク	(27)	着工後の市の指示等に関するもの		●
	(28)	事業者の事由によるもの	●	
試運転・性能試験リスク	(29)	試運転・性能試験(事業者実施)に要する廃棄物の供給等に関するもの		●
	(30)	試運転・性能試験(事業者実施)の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの	●	

注)「事」:事業者(建設事業者、維持管理事業者)、「●」:主、「▲」:従

<維持管理段階(1/2)>

リスクの種類	リスクの内容		リスク分担	
			事	市等
搬入量変動リスク	(31)	施設許容範囲内の対象物の処理(運転委託業者等に起因しないもの)	●	
	(32)	上記以外のもの(施設許容範囲内の対象物の処理(運転委託業者等に起因するもの)、施設許容範囲外の対象物の処理等)		●
組成変動リスク	(33)	処理対象物の組成が想定組成以内の変動(運転委託業者等に起因しないもの)	●	
	(34)	上記以外のもの(処理対象物の組成が想定組成以内の変動(運転委託業者等に起因するもの)、処理対象物の組成が想定組成以外の変動等)		●
要求水準不適合リスク	(35)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの(設計・建設のかしによるものを含む)(運転委託業者等に起因しないもの)	●	
	(36)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの(設計・建設のかしによるものを含む)(運転委託業者等に起因するもの)		●

注)「事」:事業者(建設事業者、維持管理事業者)、「市等」:市及び運転委託業者等、「●」:主、「▲」:従

<維持管理段階（2/2）>

リスクの種類		リスクの内容		リスク分担	
				事	市等
施設・設備損傷リスク	搬入車両リスク	(37)	搬入車両の不注意等に起因して発生する損傷等		●
	不適物リスク	(38)	搬入された不適物に起因して発生する損傷等		●
	維持管理マニュアルリスク	(39)	維持管理マニュアルの不備によるもの	●	
		(40)	運転委託業者等による維持管理マニュアルの作業違反によるもの		●
	計画変動リスク	(41)	下記以外のもの	●	
		(42)	運転委託業者等が実施する業務に起因する施設・設備の老朽化、劣化に関するもの		●
	業務かしリスク	(43)	事業者が実施する業務において、事業者の不備に起因するもの（事故・火災等含む）	●	
		(44)	運転委託業者等が実施する業務において、運転委託業者等の不備に起因するもの（事故・火災等含む）		●
	警備不備リスク	(45)	警備不備等による第三者の行為に起因するもの（運転委託業者等の過失によらないもの）	●	
		(46)	上記以外のもの（警備不備等による第三者の行為に起因するもの（運転委託業者等の過失によらないもの）、想定できないような第三者の行為に起因するもの等）		●
環境保全リスク	(47)	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等による周辺環境の悪化又は法令等の規制基準への不適合に関するもの	●		
	(48)	運転委託業者等や第三者に起因又は原因不明な場合における有害物質の排出、騒音及び振動等による周辺環境の悪化又は法令等の規制基準への不適合に関するもの		●	
不適物処理リスク	(49)	搬入された不適物の処理に関するもの		●	
副生成物処理リスク	(50)	処理性能に起因する副生成物の処理に関するもの	●		
	(51)	処理性能以外に起因する副生成物の処理に関するもの		●	

注) 「事」：事業者（建設事業者、維持管理事業者）、「市等」：市及び運転委託業者等、「●」：主、「▲」：従

<契約終了段階>

リスクの種類		リスクの内容		リスク分担	
				事	市等
施設性能リスク	(52)	事業の終了時における施設の性能確保に関し、事業者の不備による性能未達に関するもの	●		
	(53)	事業の終了時における施設の性能確保に関し、運転委託業者等の不備による性能未達に関するもの		●	

注) 「事」：事業者（建設事業者、維持管理事業者）、「市等」：市及び運転委託業者等、「●」：主、「▲」：従

— 以上 —